

災害時における復旧活動に要する用地の使用に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）及び大阪ガス株式会社（以下「乙」という。）は、向日市内で地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、復旧活動に要する用地（以下「用地」という。）の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法 第八十条 第二項に基づき、乙の所掌業務に係る応急措置が円滑に実施されるよう、災害時における用地の使用に関する事項を定めることを目的とする。

（使用対象）

第2条 使用対象は、別表に掲げる用地内の一部区域とする。

（使用申請）

第3条 乙が用地を使用する場合は、様式第1号により、甲に申請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により申請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用申請があった場合には、用地の使用状況や住民避難状況、広域的支援部隊の展開状況等を踏まえ、支障が無い範囲で使用を認め、様式第2号により許可を与えるものとする。

3 甲は、前項の規定による許可を与えた場合、各用地に関係する条例等で規定した「行為の許可」について、乙の手続きは不要とする。

（使用料の免除）

第4条 甲は、前条による許可を与えた場合、乙の用地使用にかかる使用料及び占用料を免除とする。

（用地の使用）

第5条 乙は、所掌業務に係る応急措置を実施するための設備を用地内に設置する場合には、甲と協議の上、自己の責任と負担において設置する。

2 乙は、用地を使用する際、同用地を使用している他の機関と相互に調整を行うものとする。

（原状回復）

第6条 乙は、用地の使用期間終了後、前条第1項による設備の撤去も含め、自己の責任と負担において原状回復を行うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、用地の使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

（許可の取り消し）

第8条 甲は、第3条第2項に基づく許可に関わらず、本来の用途に使用する必要がある場合又は使用の許可を継続しがたいと判断した場合は、これを取り消すことができる。

2 第1項により取り消しがあった場合についても、乙は、第6条の規定を遵守しなければならない。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかより文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以後も同様の措置とする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に依

じ、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和元年５月１４日

甲 京都府向日市寺戸町中野２０番地
向日市長

乙 京都府京都市下京区中堂寺栗田町９３
大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー
京滋導管部長

別表

使用対象の用地一覧表

No.	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)	使用可能区域
1	市民ふれあい広場	向日市鶏冠井町十相地内	2,100	グラウンド
2	第5 向陽小学校	向日市上植野町五ノ坪 1	7,600	グラウンド
3				
4				
5				

年 月 日

様

申請者
住 所
名 称
印

災害時における復旧活動に要する用地使用申請書

「災害時における復旧活動に要する用地の使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、下記のとおり使用を申請します。

記

1 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 使用申請用地

No.	名 称	所 在 地	面 積(㎡)	備 考

3 担当者名及び連絡先

年 月 日

様

印

災害時における復旧活動に要する用地使用許可書

年 月 日付けの用地使用申請については、「災害時における復旧活動に要する用地の使用に関する協定書」第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり使用を許可します。

記

1 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 使用許可用地

No.	名 称	所 在 地	面 積(㎡)	備 考

3 許可条件など